

1 健診事業・健康づくり事業

健診(人間ドック)事業

| 健診種別 | | 実施機関等 | 備 考 |
|--------------|------|--------|--------------------------------------|
| 共済健診(半日ドック) | | 契約健診機関 | 対象:全組員 |
| 器官別 検診 | 脳ドック | | 対象:40歳以上の組員 脳のMRI、MRA、頸動脈超音波検査など |
| | 女性検診 | | 対象:全女性組員 マンモグラフィ又は乳房超音波検査、子宮細胞診など |
| 配偶者健診(半日ドック) | | | 対象:40歳以上の被扶養配偶者 |

健康づくり事業

| 事業名 | 実施機関等 | 備 考 |
|-----------|-------|-------------------|
| 健康づくりセミナー | 委託機関 | 生活習慣病予防や心の健康づくりなど |

腰痛予防事業

| 事業名 | 実施機関等 | 備 考 |
|---------------------------|--------|---|
| 腰痛予防講座 (巡回講師派遣方式・会場方式) | 契約実施機関 | ・所属所等に理学療法士等の講師を派遣 ・契約実施機関が用意する会場で理学療法士等講師による講座を開催 |

メンタルヘルス総合対策事業

| 事業名 | 実施機関等 | 備 考 |
|--------|----------------------|---|
| 相談事業 | 大阪メンタルヘルス総合センター(OMC) | 対面またはオンライン相談 |
| 研修事業 | | ・職場研修支援事業(講師派遣・eラーニング研修) ・メンタルヘルスセミナーの開催 |
| 復職支援事業 | | 休業者・復職者支援講座の開催 |

2 相談事業

各種相談事業

| 事業名 | 事業内容 | 利用方法 | 自己負担額 | 対象者 |
|---|---|--|---------------|----------------------------|
| 大阪メンタルヘルス総合センター(OMC)による相談事業 | 大阪メンタルヘルス総合センターでの個別相談[予約制] (近畿中央病院・アウィーナ大阪での対面相談、Zoomによるオンライン相談) | 電話予約:0120-556-879[通話料無料] 電話予約受付時間 平日9時~17時15分 Web予約:OMCのホームページから予約 相談時間 近畿中央病院:月~金曜日 9時~17時 アウィーナ大阪:水曜日(月2回)14時~17時、 毎週土曜日 9時~17時 (祝日・年末年始を除く。) | 年度内 3回まで無料 | 組員 及び 被扶養者 |
| 無料法律相談 | 法律事務所で弁護士による民事問題の相談 | 当支部福祉担当に電話で空き状況を確認のうえ、 仮予約後、「無料法律相談申込書」を提出する。 | 無料 | 組員 |
| 教職員電話健康相談24 (専門医相談※・小児救急相談を含む) [本部事業] ※ セカンドオピニオンとして活用可能 | 電話による健康・医療相談、 小児科医による救急の相談、 専門医相談や専門医医療機関情報等 [専門医相談のみ予約制] | 相談先電話番号 0120-24-8349[通話料無料] 24時間・年中無休 | 無料 | 組員 及び 被扶養者 |
| 女性医師電話相談 [本部事業] | 女性医師による予約制電話相談、 女医在籍医療機関の案内、 看護師による一般健康相談等[予約制] | 相談先電話番号 0120-215-579[通話料無料] 月~土(祝日・年末年始を除く。)10時~21時 | 無料 | 組員 及び 被扶養者 (女性のみ) |
| 電話・面談 メンタルヘルス相談 [本部事業] | 電話によるメンタルヘルス相談 (希望により、電話相談から 面談によるカウンセリングに移行も可能) | 相談先電話番号 0120-783-269[通話料無料] 自動音声ガイドにより、 電話相談か面談による カウンセリングかを選択できます。 (カウンセリングルームも 選択できます。) | 無料 | 組員 及び 被扶養者 |
| | 全国のカウンセリングルーム での個別相談[予約制] | [電話による相談] 月~土(祝日・年末年始を除く。)10時~22時 [面談によるカウンセリング予約] 月~土(祝日・年末年始を除く。)10時~20時 | | |
| Web相談(こころの相談) [本部事業] | 専用Webでのメンタル相談 | 専用Web https://www.mh-c.jp/ ログイン番号 「783269」 24時間・年中無休(3営業日以内に返答) ※相談内容、及び回答内容はすべて暗号化されて 送受信されます。 | 無料 | 組員 及び 被扶養者 |

| | | | | |
|--------------------------------|---------------------------------------|--|--------------------------|-------------------|
| 介護電話相談 [本部事業] | 介護相談、介護サービス事業所の案内・取次ぎ、入居施設に関する案内・相談等 | 相談先電話番号 0120-515-579[通話料無料] 10時～18時(月～土) (祝日・年末年始を除く。) | 無料 | 組合員 及び 被扶養者 |
| 近畿中央病院によるメンタルヘルス相談 [本部事業] | 臨床心理士が、心の悩みについて面談での相談に応じます。[予約制] | 電話予約：072-781-3712(代表) 「メンタルヘルス相談」とお伝えください。 電話予約受付時間 平日9時～17時15分 | 無料 (ご利用回数には制限がありません。) | 組合員 及び 被扶養者 |
| 近畿中央病院によるセカンドオピニオン相談 [本部事業] | 専門医の意見や判断を提供するセカンドオピニオン相談を実施します。[予約制] | 電話予約：072-781-3712(代表) 「セカンドオピニオン相談」とお伝えください。 電話予約受付時間 平日8時30分～17時15分 | 無料 | 組合員 及び 被扶養者 |

相談事業について、プライバシーは守られますので安心してご相談ください。

3 その他の事業を利用するとき

| 事業名 | 事業内容 | 自己負担額 | 対象者 |
|-----------------------|---|---|--------------|
| 退職予定者向け 共済制度・手続き案内 | 退職予定者向けの年金、医療保険その他の共済制度や手続きにかかるガイドブック及び説明動画を掲載します。 詳細は、大阪支部HPをご確認ください。 | なし | 退職予定の 組合員 |
| 事業名 | 事業内容 | 請求方法 | |
| ファミリー応援金 [本部事業] | 組合員(84歳未満)が在職中に死亡した場合、または所定の高度障害状態となった場合に、5万円が支給されます。 制度内容に関するお問い合わせは、「福祉保険制度」照会センター(0120-778-599[通話料無料])へ | 【死亡】請求書類をお送りします。 【高度障害状態】以下の番号へお問い合わせください。 「福祉保険制度」請求相談センター(0120-660-998[通話料無料])へ | |

4 長期組合員退職記念施設利用券交付

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------|--|
| 長期組合員 退職記念事業 | 当該年度内に退職予定で下記条件を満たす組合員に対し、直営施設(アウィーナ大阪、花のいえ)で利用できる施設利用券(10,000円)を贈呈します。 条件に該当する方は、 退職(資格喪失)予定の年度中にご申請ください。 条 件 1. 公立学校共済組合加入期間が通算20年以上であること(※任意継続組合員資格取得期間は除く。) 2. 申請時点で大阪支部の組合員資格を有すること(※任意継続組合員は除く。) <u>※過去に結婚25周年・永年勤続記念事業の利用券の交付を受けた方は除く。</u> 申請方法 ○長期組合員退職記念施設利用券交付申請書 *大阪支部HPに掲載しています。 ○組合員証(=健康保険証) <写しでも可> ○返信用切手(444円分) <郵送申請の場合のみ> |

5 施設等利用補助を受けたいとき

| 事業名 | 対象者 | 補助額等 | 対象施設 | 備 考 |
|-----------------|-----------------------------|---|---|--|
| 結婚式場 利用補助 | 組合員 又はその子 ※挙式者に対する補助 | <挙式補助額> 挙式・披露宴費用総額(税込)の20% 上限200,000円 ※1,000円未満は四捨五入 <食事付宿泊券> 30,000円分 (5,000円券×6枚) 有効期間は発行日(挙式日)から1年間 | ホテル アウィーナ 大阪 ホテル アウィーナ 大阪 ・ 花のいえ | ホテルアウィーナ大阪備え付けの「結婚式場利用補助・食事付宿泊券交付申請書」に記入し、ホテルアウィーナ大阪へ「組合員証(被扶養者証)」を提示のうえ、申請書を提出(申請書は大阪支部HPにも掲載) ※挙式者が被扶養者として認定されていない子の場合、上記とあわせて組合員の子に 相違ない旨の所属所長の証明、又は市区町村長の続柄を証明するに足る証明書が必要 加えて、組合員本人の組合員証を持参のうえ、提示が必要 ※新郎新婦ともに対象者の場合は上限400,000円 |
| 宿泊利用補助 | 組合員 及び 小学生以上の 被扶養者 | 補助額 3,000円 (1人1泊につき) ※令和6年度より補助内容等を変更します。 | 全国の契約 宿泊施設 | 利用回数： 令和5年10月1日～令和6年3月31日の半年間で6回 令和6年度からは1年度内12回 利用方法： 宿泊等利用補助券(宿泊)を、組合員自身で大阪支部ホームページの組合員専用ページから発券して利用 利用当日、施設に利用者の「組合員証(被扶養者証)」を提示し、「宿泊等利用補助券(宿泊)」に必要な事項を記入の上、提出 |
| 会食利用補助 | 組合員 及び 3親等以内の 親族 | 2,000円 ※1回の会食につき、 1人5,000円以上の場合 | ホテル アウィーナ 大阪 ・ 花のいえ | 利用回数： 令和5年10月1日～令和6年3月31日の半年間で6回 令和6年度からは1年度内12回 利用方法： 宿泊等利用補助券(宴会会食)を、組合員自身で大阪支部ホームページの組合員専用ページから発券して利用 利用当日、施設に利用者の「組合員証(又は被扶養者証)」を提示し、「宿泊等利用補助券(宴会会食)」に必要な事項を記入の上、提出 ※利用は、組合員又は被扶養者を伴う会食 |
| 会食利用補助 (おせち) | 組合員 及び 3親等以内の 親族 | 3,000円を補助 ※おせち料理1個につき (個数制限なし) | ホテル アウィーナ 大阪 | おせち申込後、「会食利用補助申請書(おせち)」へ必要事項を記入のうえ、ホテルアウィーナ大阪へ提出 |

| | | | | |
|------------------|-----------------------------|--|--|--|
| 法要利用補助 | 組合員 又は 2親等以内の 親族 | 法要費用総額（税込）の 20% 上限50,000円 ※1,000円未満は四捨五入 | ホテル アウリーナ 大阪 | ホテルアウリーナ大阪備え付けの「法要利用補助申請書」に記入し、ホテルアウリーナ大阪へ「組合員証」を提示のうえ、申請書を提出（申請書は大阪支部HPにも掲載） ※補助を利用するにはホテルアウリーナ大阪で供花等の注文が必要 ※組合員又はその2親等以内の親族が喪主を務める法要 ※別途要する費用（お布施等）は含まれない ※会食利用補助との併用は不可 |
| トレーニング 施設利用助成 | 組合員 及び 16歳以上の 被扶養者 | 各施設が定める 法人会員料金 | 東急 スポーツ オアシス コナミ スポーツ クラブ | 初回利用時に組合員証（組合員被扶養者証）を提示し、法人会員証の発行を受け、利用の都度「組合員証」「法人会員証」の両方を提示することにより、法人会員料金にて施設利用可能 初回利用時に組合員証（組合員被扶養者証）を提示し、法人会員証の発行を受け、利用の都度「法人会員証」を提示することにより、法人会員料金にて施設利用可能（利用の際に提示を求められる場合があるため、「組合員証」を持参すること） ※法人会員料金や施設所在地などの詳細は、大阪支部HP または各施設のHPをご覧ください。 |